

サステナビリティ情報開示基準の今後について思うこと①

松山 将之

2023年6月23日にIFRSのS1号とS2号の最終版が公表された¹。ISSBの設立が公表されて、3年に満たない期間で基準化までおこなわれた。短期間にここまでの成果をあげることができたのは、関係者の多大なる尽力の賜物でもあり、その実行力に敬意を示したい。ただ、開示基準は、文字通りあくまでも基準でしかなく、サステナビリティ情報として利用されるまでには、企業が正しくその内容を理解した上で、開示される必要がある。日本では、そこに至るまでの過程で、現在の有価証券報告書に企業のサステナビリティに関する取組みを必須の記載事項とする法令の改正をおこなっている²。この規定の適用開始は、2023年3月31日以後に終了する事業年度となっており、日本の多くの企業が、現在の事業年度から開示の準備をおこなわなければならない。しかし、現状は、有価証券報告書においてTCFD提言に従った開示をおこなっている企業は、約3割程度に過ぎないという調査結果もある³。このような状況の中で全ての有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示が可能なのかという疑問や、企業開示の現場の混乱を懸念する声もあるかもしれない。

しかし、私は、今回の法令の改正は、企業にとっては、自社にとってのサステナビリティについて改めて考える良い機会ではないかと考えている。少なくともTCFDに賛同している企業や、プライム市場に上場している企業にとっては、そんなに高いハードルではないであろう。新たにサステナビリティ情報として開示が求められている内容は、TCFD提言と同じ「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの構成要素である。更に、これらの企業の多くは、既に統合報告書などの任意開示の報告書において程度の差はあれサステナビリティ情報に関する開示をおこなっている。一方、有価証券報告書作成をしているがTCFDに賛同していない企業やプライム以外の市場区分で上場企業にとっては、確かに「待ったなし」の状況に

あるかもしれない。但し、こちらもそれほど深刻な状況にはならないのではないかと考えている。今回の法令改正の趣旨の中でも「検討された事実や仮定等とともに記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を負うものではないことを明確にすること」としている。将来情報の開示の困難さを認めた内容となっており、開示側への配慮がなされている。

寧ろ、サステナビリティ情報開示の正念場は、それ以降になるのではないかと考えている。今回、基準の最終版が公表されたことで、各国で開示基準としての適用や自国の会計基準とのエンドースメントが開始される。日本においても、FASB（財務会計基準機構）の傘下にSSBJ（サステナビリティ基準委員会）が設立され、IFRSのS2号を手始めに日本の情報開示の体系の中にどのように織り込んでいくかが議論される。これまでは「何を」開示をするのかというのが議論の中心であったが、今後は、「どのように」開示をするかについての決定するプロセスに移行する。任意開示報告書の中でサステナビリティ情報開示を行っていた企業も、TCFDに賛同していない企業も、有価証券報告書を作成している限りは、等しくサステナビリティ情報の開示が求められるのだ。ただ、単に開示をおこなうだけであれば、新設されたサステナビリティ情報の記載欄を埋めるだけで事足りるであろう。しかし、自社のサステナビリティに関するより質の高い対話を望むのであれば、企業は、開示基準を正しく理解した上で、法定開示の報告書の中で説明責任が求められる。そのためには当然、マテリアリティと戦略との関係性やKPIの妥当性を明らかにすることが必要となる。日本の開示体系の中にIFRSのS2号が織り込まれるまでには、まだ、もう少し時間はかかるだろうが、これからの日本企業の開示の更なる進展に期待したい。

以上

¹ IFRS S1 号とは、サステナビリティ情報全般に対する要求事項をまとめた開示基準であり、S2 号とは、その中で気候関連についての開示基準である。

< (S1) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/english/2023/issued/part-a/issb-2023-a-ifrs-s1-general-requirements-for-disclosure-of-sustainability-related-financial-information.pdf> (S2) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/english/2023/issued/part-a/issb-2023-a-ifrs-s2-climate-related-disclosures.pdf>>

² 2023 年 1 月 31 日の企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正。これにより「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が有価証券報告書に新設されることとなった。<<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>>

³ PwC が日本企業の開示の定点観測として公表しているコラム「TCFD 提言に関する開示状況の分析」を参照。サンプル調査ではあるが、2022 年 3 月期の有価証券報告書 1,028 社に対して TCFD 提言に関する開示をおこなっている企業を調査したところ 360 社（開示率 約 35%）であったと報告している。<<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/tcfd-analysis05.html>（2023 年 6 月 30 日閲覧）>